

令和6年第4回玉東町議会定例会会議録

令和6年12月11日玉東町議会第4回定例会を議場に招集された。

1. 令和6年12月11日午前10時00分招集

2. 令和6年12月13日午前10時01分開議

3. 令和6年12月13日午後1時32分閉会

4. 会議の区別 定例会

5. 会議の場所 玉東町議会議場

6. 本日の出席議員は次のとおりである。(10名)

1番 前田大樹	2番 功刀圭一	3番 大城戸廣澄
4番 狩野勝次	5番 坂村勇治	6番 坂本和也
7番 林和廣	8番 清田高広	9番 吉住貞夫
10番 松尾純久		

7. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	前田 移津行	教育長	下地 哲雄
総務課長	古閑 康広	産業振興課長	清田 豊
建設課長	清田 善雅	町民生活課長	上田 直紹
税務課長	前田 周一	企画財政課長	西浦 仁敏
保健子ども課長	小島 隆一	会計管理者	大城戸 雅昭
教育委員会 事務局長	松永 敏	農業委員会 事務局長	岩川 康幸
福祉課長	清田 浩義		

9. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	高瀬 伸一	議会事務局書記	岡田 初音
--------	-------	---------	-------

10. 議事日程

日程第1	議案第63号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第2	議案第64号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第3	議案第65号	玉東町ふるさと・水と土保全基金条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議案第66号 玉東町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第67号 令和6年度玉東町一般会計補正予算（第6号）

日程第6 議案第68号 令和6年度玉東町介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第7 議案第69号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

日程第8 請願・陳情の件

日程第9 閉会中の継続調査申出書（議会運営委員会、総務・経済・建設常任委員会、厚生・文教・税務常任委員会）

11. 会議録署名議員の氏名は次のとおりである。

3番 大城戸 廣 澄 4番 狩 野 勝 次

開議 午前10時01分

○議長（松尾純久君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第63号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（松尾純久君） 日程第1、議案第63号「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） おはようございます。それでは提案させていただきます。

議案第63号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。令和6年12月11日提出、玉東町長。

提案理由です。地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整理を行う必要があるため、この条例を制定しようとするものでございます。

2枚目をお開きください。

改正案になります。中身について説明いたします。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、条項の追加による条ずれが生じたため、関係条例の整理を行うものでございます。関係する条例につきましては、そこに第1条と書いてありまして、玉東町簡易水道事業の設置に関する条例と第2条の監査委員に関する条例になります。

3枚目をお開きください。

新旧対照表でございます。下線の部分が変更箇所となっております。条項ごとにまとめてござ

います。

2枚目にお戻りください。

下のほうです。附則になります。この条例は、地方自治法の一部を改正する法律、附則第1条第3号に定める日から施行するといたします。

文中の附則第1条第3号につきましては、公布の日令和6年6月26日から起算して2年6か月を超えない範囲において、政令で定める日となっております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第63号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第63号は、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第64号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（松尾純久君） 日程第2、議案第64号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） それでは、議案第64号について提案させていただきます。

議案第64号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。令和6年12月11日提出、玉東町長。

提案理由になります。刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整理を行う必要があるため、この条例を制定しようとするものでございます。

次のページをお開きください。

改正文になります。内容について説明いたします。

令和4年に成立した刑法等の一部を改正する法律において、懲役及び禁錮を廃止し、拘禁刑を

創設する改正がなされ、同法が来年6月1日に施行されることに伴い、関係条例中の懲役及び禁錮の文言を拘禁刑に改めるものでございます。関係条例につきましては、ここに記載の六つの条例で、禁錮の文言を拘禁刑に改める条例が第1条から第3条で、懲役の文言を拘禁刑に改める条例が第4条から第6条の条例となります。

3枚目をお開きください。

新旧対照表になります。6ページにわたり各条例ごとに整備し、下線部分が改正箇所になっております。

2枚目にお戻りください。

下から9行目の附則になります。施行期日、この条例は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日から施行するといたします。

次に、経過措置としまして、裏面にわたり記載しております。内容につきましては、過去に罰則規定を含む条例の改廃を行った際に設けた経過措置の規定を適用する場合等に、今回の刑法改正に伴ってその罰則の適用に影響が生じないようにするためや、各欠格条項など、懲役や禁錮に処せられた者やこれらの刑で起訴された者を人の資格制限の対象としている場合等に、今回の刑法改正に伴いましてこれらの刑が拘禁刑に改正されたとしても、その対象となる範囲に影響が生じないようにするための経過措置でございます。

以上、説明とさせていただきます。御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第64号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第64号は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第65号 玉東町ふるさと・水と土保全基金条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松尾純久君） 日程第3、議案第65号「玉東町ふるさと・水と土保全基金条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

産業振興課長、清田 豊君。

○産業振興課長（清田 豊君） おはようございます。議案第65号を提案させていただきます。

玉東町ふるさと・水と土保全基金条例の一部を改正する条例の制定について。玉東町ふるさと・水と土保全基金条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。令和6年12月11日提出、玉東町長。

提案理由です。玉東町ふるさと・水と土保全基金は、基金を設置し、その運用益を土地改良施設の機能維持等の事業に財源充当していたが、近年の低金利では運用益が見込めないことから、土地改良施設が適正に発揮するための財源として、基金の処分をできることとしたいので、この条例を制定するものであります。

2枚目をお願いします。

改正文になります。玉東町ふるさと・水と土保全基金条例（平成6年玉東町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。処分、第5条、町長は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てるため、予算の定めるところにより基金の全部または一部を処分することができる。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

3枚目は新旧対照表となります。御承認方よろしくお願いいたします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） この事業は今言われましたように、土地改良施設が適正に発揮する財源ということで、現在この基金は700万基金として残っておりますが、前年度、令和5年度の実績もありませんが、この土地改良施設の事業ということで、具体的にどういう事業にあたりますか、ちょっとお聞きします。

○議長（松尾純久君） 産業振興課長、清田 豊君。

○産業振興課長（清田 豊君） 今回基金の取り崩しを行いたい理由としましては、今後浦田上木葉地区の基盤整備を行っていくうえで、農村環境計画を策定しなければ実施ができないので、その計画策定、これは町全体の計画策定になりますので、その計画策定について基金を利用して策定していきたいと考えております。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） そうですね、有効に運用していただきたいと思いますが、これは基金は私もちょっと知りませんでしたが、何年にこの基金条例はできたのかということと、今まで何かこの基金から運用した実績かなんかありますか。

○議長（松尾純久君） 産業振興課長、清田 豊君。

○産業振興課長（清田 豊君） こちらの基金条例は平成6年に基金を積み立てられております。実績として、これが今まで運用益を利用して施設の維持等に充てることになっていきましたが、運用益が昨年度が139円、その前の139円と運用益が100円台と非常に少ないのですよね、これでは事

業の実施が難しいということで、今回基金の取り崩しをさせていただきたいというふうに考えているところであります。

（今まで基金を利用して運用した事業はありますか。）

今までは基金の運用益を利用してした事業、運用益はかん水施設とかの電気代とかそちらのほうには充てているんですけど、なにぶん少ないので今回計画策定、農村計画を立てるのにはですね、ちょっと運用益としては少ないので、取り崩しをさせていただきたいというふうに考えているところであります。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） はい、終わります。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君の質疑を終わります。

7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 今の条例改正の提案について質問いたします。

誰も質問しないと思ってちょっと書いてきているんですけど、大城戸議員とダブる場合がありますのでちょっと待ってくださいね。

じゃあ始めます。一応目的のためにということで説明いただきましたが、この数年引き続き行ってきた大型事業で、一般財源を使いすぎて資金不足に陥ったわけでもあるまいし、まだ急ぐ必要なければ邪魔になるものでもない、これを取り崩すのがですね。ふるさと・水と土保全とありますが、水保全に関して過去に私が議会で、自然環境保全に努めてもらいたいとして、湧き水を取り上げて提言しましたが、今日まで何の動きもありませんでした。土ではなくて水のほうに私は言ったが、圃場整備や河川工事、宅地開発などで湧き水箇所が消滅の危機にありましたので、湧き水の保全を当時の議会で提案しました。

現在町民の方に尋ねてみますと、最近は見かけんなあ、西安寺にはまだあつどとかの状況です。この条例はそのような水にちなんだ保全保護といった活動に使ったほうが、いや、使うべきではないかと思うが、町長の考えはいかがでしょう。

○議長（松尾純久君） 産業振興課長、清田 豊君。

○産業振興課長（清田 豊君） 今回農村環境計画策定についてなんですけど、こちらのほうが農村環境計画では、農村地域の自然環境の保全、環境に配慮した農村整備や環境負荷の軽減、快適な生活環境の実現を目標とし、農業農村整備事業を統合的、効率的に実施するための基本計画の策定になりますので、計画の中でそういった保全的なところも計画の中では入ってくるのかと考えております。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 7番、林議員の質問にお答えしますけど、今回の提案理由は課長が申したとおりでありますので、どうぞこの件を御理解いただければと思っております。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） その予定の事業ですね、それは町民としておかしいかもしれないけれども、たった700万円の基金、たったという表現はちょっとおかしいんですけど、それを取り崩さん

でも一般財源では賄えませんか。あるいは補助金は出ないんですか。

○議長（松尾純久君） 産業振興課長、清田 豊君。

○産業振興課長（清田 豊君） 今回の計画については、国の補助が2分の1の補助となっていて、計画策定には800万かかります。そのうちの400万が国の補助で、残りの400万をこの基金を使って策定をしたいというふうに考えております。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） この条例の名前の水と土のほうの土にほとんど使ってしまうということですね。

○議長（松尾純久君） 産業振興課長、清田 豊君。

○産業振興課長（清田 豊君） 土といわずこれはですね、計画の中では里山の保全とか棚田の保全とか、いろいろ計画を立てていかなければならないのですよね、その中身は水も含まれているかと思います。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） それではですね、また水に関したことなんですが、個人所有の井戸水を活用されているところもあります。生活上大いに役立っておられます。揚区では過去に井戸水の有り無し、飲料適不適、それに発電機所有の調査をしました。この調査は災害時対応の地区の方々相互利用のためでした。これも議会で過去に発言したことです。かといってこんな参考事例は、町当局は関心を必要もなかったのか、調査をされたとの話は耳にしません。

玉東町は自然環境の良さ、生活のしやすさ、防災体制の充実などをうたい込んでいます。町当局の幹部である皆さんは、玉東町内で水が湧き出ているところを見たことがありますか。我々小さいころは水が出る、出る水場を出水さんとさん付けで呼んでいました。それほど存在でありました。最近発がん性で懸念されている有機フッ素化合物の問題もあります。もっと水に対して考えなければならないと思います。そういった使い道の基金活用ではないかと私は思います。

これで質問を終わります。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 反対討論をいたします。

玉東町ふるさと・水と土保全条例としての基金が700万積み立ててあるが、その財源を処分できるようにしたいと条例改正の提案を今回いただいているが、土地改良施設うんぬんとあるが、事業内容によっては国の補助も2分の1あるということですが、ゆとりあるといわれている一般財源を使えばことは済むのではないかと思います。邪魔にもならない700万円の基金をあえて急いでというかな、処分しなくてもいいのではないかな。

前田町長は良識を持って処分の判断をする能力を備えているかもしれないが、間近に迫った町長選があるが、ことの次第ではもしということもあり得る。改正の条例文に、町長は、中を省略します。経費の財源に充てるため、予算の定めるところにより基金の全部または一部を処分することができる」とあり、町長一任と解釈できる。ことの次第では、軽率で横暴な考えで処分されるとは思わないが、しかし懸念は残る。これは一部を利用して、あと残った部分と考えたっていいかもしれません。とにかく行政執行をするうえで、緊急性もなく、町民に今、迷惑をかける案件でもないの、よって今回この時期での条例改正の提案には反対しておく。

以上です。

○議長（松尾純久君）　これから議案第65号を採決します。

討論がありましたので原案に賛成の方も起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（松尾純久君）　起立多数です。よって、議案第65号は決定いたしました。

日程第4　議案第66号　玉東町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松尾純久君）　日程第4、議案第66号「玉東町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君）　おはようございます。よろしくお願いします。

それでは、議案第66号について御提案いたします。

玉東町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について。玉東町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。令和6年12月11日提出、玉東町長。

提案理由でございます。生活衛生等関係業務への機能強化のための関係法令の整備に関する法律施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の制定に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を改めることになったため、この条例を制定しようとするものでございます。

なお、この改定の背景といたしましては、水道事業の整備や管理に携わる職員数の減少や人事異動に伴う経験年数の不足により、布設工事監督者や水道技術管理者の確保が困難になったことから、国において一定の方針が示されたものでございます。

それでは議案書の2枚目をお願いします。

2枚目につきましては改正案となっております。内容につきましては、添付しております新旧対照表により説明したいと思います。新旧対照表をご覧ください。

今回の改正は、水道施設の布設工事の監督業務を行う布設工事監督者及び水道の管理について、

技術上の業務を担当させる水道技術管理者の資格要件に係る学位の分類や実務経験年数の改正を行います。

資料1 ページ目の第3条、布設工事監督者の資格につきましては、第1項第1号から2ページ目の第6号までで、学科要件に土木工学科、土木科以外に機械工学科、機械科もしくは電気工学科、電気科、これらに相当する課程が追加されました。また、技術上の実務経験年数が短縮されております。

続きまして、3 ページ目中段をご覧ください。

同条第2号につきましては、簡易水道及び給水量の少ない水道事業に携わる布設工事監督者に対し、第1号の技術上の経験年数が約半分に短縮されております。

続きまして、4 ページの一番下のところから5 ページ目になりますが、第4条、水道技術管理者の資格につきましては、第3条の布設工事監督者と同じく、こちらも学科要件の追加と技術上の経験年数が変更となっております。今回の改正により資格保有者の確保の課題に対しまして、間口が広がる改正となっております。

それでは議案書3 ページにお戻りください。

附則になります。附則でございますが、この条例は、令和7年4月1日から施行するものとございます。

以上、提案いたします。御審議いただきますようよろしくお願いします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第66号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第66号は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時45分

○議長（松尾純久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 議案第67号 令和6年度玉東町一般会計補正予算（第6号）

○議長（松尾純久君） 日程第5、議案第67号「令和6年度玉東町一般会計補正予算（第6号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） それでは、議案第67号について御説明いたします。しばらくの間おつきあいください。

それでは、予算書を1枚おめくりください。

議案第67号、令和6年度玉東町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

第1条(歳入歳出予算の補正)既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,748万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億5,759万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和6年12月11日提出、玉東町長。

1 ページ目です。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入、補正を行った款項の区分のみ読み上げます。

1 款、町税、1 項、町民税、844万4,000円を追加、2 項、固定資産税、1,100万円を追加、3 項、軽自動車税、62万6,000円を追加。

6 款、法人事業税交付金、1 項、法人事業税交付金、73万4,000円を追加。

2 ページ目です。

14款、国庫支出金、1 項、国庫負担金、1,840万9,000円を追加、2 項、国庫補助金、17万1,000円を追加。

15款、県支出金、1 項、県負担金、132万9,000円を追加、2 項、県補助金、595万3,000円を追加。

16款、財産収入、2 項、財産売払収入、1,292万4,000円を追加。

17款、寄附金、1 項、寄附金、1 億円を追加。

18款、繰入金、2 項、基金繰入金、9,006万9,000円の減。

19款、繰越金、1 項、繰越金、9,796万2,000円を追加。

3 ページ目です。

歳入合計、補正前の額に1億6,748万3,000円を追加し、53億5,759万7,000円となります。

4 ページ目、歳出です。

1 款、議会費、1 項、議会費、149万9,000円の減。

2 款、総務費、1 項、総務管理費、1 億523万1,000円追加、3 項、戸籍住民基本台帳費、90万円の減。

3 款、民生費、1 項、社会福祉費、1,584万4,000円を追加、2 項、児童福祉費、3,200万6,000円を追加。

4 款、衛生費、1 項、保健衛生費、1,242万1,000円を追加、2 項、清掃費、28万8,000円を追加。

6 款、農林水産業費、1 項、農業費、76万5,000円を追加。

8 款、土木費、1 項、土木管理費、759万8,000円の減、2 項、道路橋梁費500万円を追加、5 項、住宅費、107万円を追加。

10款、教育費、1 項、教育総務費、29万円の減、2 項、小学校費、364万3,000円を追加、3 項、中学校費、280万2,000円を追加、5 項、社会教育費、130万円の減。

歳出合計、補正前の額に 1 億6,748万3,000円追加し、53億5,759万7,000円となります。

それでは事項別明細書、8 ページ目歳入をご覧ください。

1 款、町税、1 項、町民税、1 目、個人、844万4,000円追加、内訳、普通徴収279万4,000円、特別徴収400万2,000円、特別徴収繰越分40万1,000円、特別徴収退職分50万4,000円、特別徴収年金分74万3,000円という内訳です。

続いて 2 項、固定資産税、1 目固定資産税は1,100万円を追加、現年度分でありまして、収入見込みの増加に伴うものです。3 項、軽自動車税、2 目、種別割62万6,000円、現年度分です。こちらも収入見込みの増加に伴うものです。

6 款、法人事業税交付金、73万4,000円を追加します。こちらは収入実績に伴うものです。

14款、国庫支出金、1 項、国庫負担金、2 目、民生費国庫負担金は、1,840万9,000円を追加します。3 節においては自立支援費用給付負担金、過年度分として64万2,000円、5 節においては、特定教育保育施設措置費、現年度分で1,776万7,000円です。充当先は 3 款、民生費、保育所運営費給付事業に充当いたします。

続いて 9 ページ目です。

2 項、国庫補助金、2 目、衛生費国庫補助金は、8 万3,000円を追加、感染症予防事業費等国庫負担金交付金です。5 目、民生費国庫補助金は 8 万8,000円を追加、低所得者保険料軽減交付金、過年度分です。

15款、県支出金、1 項、県負担金、1 目、民生費県負担金は132万9,000円を追加します。3 節においては自立支援費用給付負担金、過年度分27万5,000円、5 節においては特定教育保育施設措置費、現年度分105万4,000円です。こちらは充当先として 3 款、民生費、保育所運営費給付事業に充当します。2 項、県補助金、2 目、民生費県補助金は595万3,000円を追加します。1 節においてはがん患者QOL向上事業、QOLとはクオリティオブライフということで、生活の質という意味です。こちらの充当先としては、3 款、民生費のがん患者乳房補整具等購入事業に充当いたします。3 節においては、保育対策総合支援事業費補助金、こちらは充当先は 3 款で、医療的ケア児の保育施設の受け入れ支援事業に充当いたします。5 節においては、低所得者保険料軽減交付金 4 万4,000円です。

16款、財産収入、2 項、財産売払収入、1 目、不動産売払収入は、1,292万4,000円を追加します。内訳としましては 3 点ありまして、1 点目が役場東側宅地売り払い分、2 点目が国有地学校林の売り払い分、3 点目が国道208号歩道整備に伴う売り払い分という内訳でございます。

続いて10ページ目です。

17款、寄附金、1 項、寄附金、3 目、ふるさと納税寄附金は 1 億円を追加します。令和 6 年11

月末現在で約6億8,500万円の寄附をいただいております。今後の動向を勘案しまして今回1億円を追加しております。

18款、繰入金、2項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金は9,029万4,000円の減となります。本補正予算の歳入余剰については、当該繰入金を減額することで調整しております。12目、ふるさと納税寄附金基金繰入金は22万5,000円、充当先は自転車ヘルメット購入事業に充当いたします。

19款、繰越金、こちらは9,796万2,000円を追加、令和5年度決算額の確定に伴い補正しております。

続いて11ページ、3、歳出のほうです。

1款、議会費、1項、議会費、1目、議会費、149万9,000円の減となります。説明なんですけれども、まず議会経常経費、光熱水費42万を計上しております。今回の補正予算では、議会棟をはじめふれあいの丘交流センター、学校給食共同調理場、山北小学校、木葉小学校、玉東中学校の6施設にかかる光熱水費を追加補正しているところです。要因としましては、いずれもエネルギー価格の高騰と九州電力との割引特約の終了に伴うものであります。

続いて議会事務局経常経費、人件費を計上しておりますけれども、人件費にかかる補正予算につきましては、職員及び会計年度任用職員の異動、退職、採用等を要因としたもので、人件費の増減調整後、1,803万2,000円の減額補正を行っているところです。人件費の説明については割愛させていただきます。詳細につきましては、この予算書の19ページ以降に給与明細書を添付しておりますので、こちらを御確認いただければと思います。

続いて、2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費は621万9,000円の減です。一般管理費の中の一番下、通信運搬、98万円を追加しているところです。こちらは新庁舎にかかる電話料金なんですけれども、当初予算におきまして積算漏れがあり、不足するため必要額を追加させていただきます。申し訳ございません、よろしくお願いしたいと思います。続いて、2目、会計管理費は50万円の減、3目、財産管理費、15万2,000円を追加です。

12ページ目をご覧ください。内訳は消耗品費として3万9,000円、それから庁舎施設業務委託料として11万3,000円です。こちらについてはですね、来年1月27日、新庁舎1階に肥後銀行玉東支店が移転いたします。ATMが2基設置され、稼働時間は午後9時までの予定となっております。そのため施設対応が夜間に及び、職員による対応が困難となるために、役場近隣の複数の住民に対して、ATM稼働終了後の1階部分庁舎施設業務を委託する費用となります。

続いて、4目は交通安全対策費、45万円を追加しております。こちらは自転車ヘルメット購入助成事業であります。こちらにつきましては、令和7年4月から県立高校でヘルメット着用義務がスタートいたします。高校生のヘルメット購入を助成することで、高校生のヘルメット着用率の向上につなげるのがねらいであります。一応補助額は3,000円としております。対象は現在中学校3年生、高校1年生、高校2年生の50人の3学年の3,000円で積算しております。補助金の額以外については、熊本市さんの事例を参考としておりますので、それ以外については熊本市の制度設計を参考としていることを申し上げておきます。

続いて、6目、企画費は1億2万1,000円を追加します。内訳は、まず企画費の中では、玉名定住自立圏空き家相談事業負担金として、不足分2万1,000円を追加、それからふるさと納税事業は1億円の歳入を見込んでおりますので、それに対して返礼品等業務委託料を5,000万円、ふるさと納税寄附金基金積立金を5,000万円計上しております。7目、電算管理費は1,132万7,000円を追加しております。ガバメントクラウド接続回線構築業務委託料です。国が進めます自治体情報システムの標準化、共通化に対応するもので、クラウド活用を整備するものです。続いて、3項、戸籍住民基本台帳費は90万円の減。

3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費は、690万7,000円を追加します。まず、社会福祉総務費におきましては、13ページ目です。がん患者乳房補整具等購入助成事業として20万円です。こちらは外見の変化が生じたがん患者が購入する乳房補整具等の購入費用の一部を助成するのでありまして、今回は10万円掛ける2名という内容で見積もっております。介護保険特別会計繰出金は267万7,000円を計上しております。それから、2目、老人福祉費は7万5,000円を追加、償還金の7万5,000円であります。償還金につきましては、前年度の事業実績による国及び県補助金の精算に伴うものでありますので、以降の説明については割愛させていただきます。4目、障がい福祉費は886万2,000円を追加、自立支援医療給付事業償還金3,000円、それから二つ目の丸は、障がい者総合支援事業として、自立支援審査会医師意見書作成手数料として1万7,000円、障がい程度区分調査業務委託料が3万3,000円です。介護給付費訓練給付費は、償還金合計880万9,000円です。

続いて14ページ目をご覧ください。

3款、民生費、2項、児童福祉費、4目、子ども・子育て支援事業費は3,200万6,000円を追加します。説明欄ですけれども、ここは大きく二つの要素があります。まず1点目が医療的ケアでの保育施設の受け入れ支援事業にかかる分です。保育を必要とする医療的ケア児を保育所等で受け入れるための体制整備にかかる経費であります。まず報償費として、医療的ケア児受け入れ検討会にかかる医師等謝金として4万5,000円、それから補助金ですけれども、医療的ケア児保育支援事業562万につきましては、スタッフ等の人的体制を図る経費となります。それから保育環境改善等事業102万9,000円につきましては、施設の改修等に伴う経費となります。二つ目の要素が、子どものための教育・保育給付費として、保育所に対して支払う運営給付費の算定項目であります公定価格の増額に伴い今回補正しております。負担金その他特定教育保育施設運営費として2,531万2,000円を追加しております。

4款、衛生費、1項、保健衛生費、1目、保健衛生総務費は210万円を減、2目、予防費は818万7,000円を追加しております。予防総務費の償還金合計818万7,000円。

15ページ目です。3目、環境衛生費は9万円を追加、こちらにつきましては、ごみの減量化に役立つ電動生ごみ処理機の購入助成事業となります。申請件数の増加に伴い今回追加しております。内訳は3万円の3基という内容で見積もっているところです。4目、母子衛生費は94万7,000円を追加、償還金、計94万7,000円です。6目、健康増進費は3万8,000円、償還金計3万8,000円です。8目、交流センター運営費は525万9,000円を追加、人件費に加え消耗品費として薬品代

として61万3,000円、燃料費は灯油代39万円、それから光熱水費が303万5,000円、商工会作成の電話帳への広告料として1万5,000円を計上しております。2項、清掃費、1目、塵芥処理費は28万8,000円を追加します。

16ページ目をご覧ください。人件費に加え印刷製本費8万8,000円という内訳です。

6款、農林水産業費、1項、農業費、4目、農業総務費は56万5,000円を追加、農業総務費としては、年の神水源近くにあります黒牟田用水路石板の設置工事費用として51万5,000円を追加しております。7目、農地費は20万円追加、内容は、かん水施設にかかる光熱水費として20万円を追加しております。

8款、土木費、1項、土木管理費、1目、土木総務費は759万8,000円を減額します。土木総務費としましては、積算用単価データにかかる使用料及び賃借料として10万2,000円を追加しております。2項、道路橋梁費、1目、道路維持費は300万円を追加しております。箱井栗地原線道路維持工事費となります。

続いて17ページ目です。排水路整備費は200万円を追加、横町分譲地排水路工事、5項、住宅費、1目、住宅管理費は107万円を追加しております。内容は住宅使用料還付金として105万円、それに係る還付加算金として2万円を計上しています。こちらにつきましては、令和5年分の家賃算定の中で誤りがありまして、今回必要経費を計上させていただいております。大変申し訳ございません。よろしくお願いいたしますと思います。

10款、教育費、1項、教育総務費、2目、学校教育費は117万7,000円の減となります。学校教育費は校務用パソコンの修繕料として30万円、火災保険料8,000円、大型ディスプレイ購入費41万5,000円につきましては、来年度木葉小学校におきまして特別支援学級の学級数が1学級増えることに伴うものです。それから3目、共同調理場運営費は88万7,000円、光熱水費です。2項、小学校費、1目、学校管理費は179万8,000円を追加、山北小学校分におきましては、光熱水費が108万5,000円、施設備品等の修繕料として33万3,000円を計上しております。木葉小学校におきましては、18ページ目です。光熱水費として34万1,000円、学級増への対応として、教卓の購入費が3万9,000円です。3目、学校給食費は9万円を追加します。こちらは学校給食費の補助となります。今回は山北小学校のみ計上しております。こちらにつきましては、食材費の高騰等により、年度途中から1食当たりの給食費を30円引き上げております。それに伴って山北小学校分が不足するため9万円を追加しております。なお、木葉小学校、玉東中につきましては、既存予算で不足がないため計上はしておりません。5目、学校施設整備費は175万5,000円を追加、木葉小学校に係るプール階段修繕工事分となります。

3項、中学校費、1目、学校管理費、170万2,000円を追加、光熱水費として145万4,000円、綱引きロープ等の購入費として24万8,000円です。4目、学校施設整備費は110万円を追加、特別支援学級教室間仕切り設置工事となります。こちらは知的学級と情緒学級の学びの環境の向上を図るための工事となります。5項、社会教育費、1目、社会教育総務費は130万円の減となります。

以上、御提案いたします。御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑は

ありませんか。

2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） おはようございます。

資料の14ページをお願いします。

2項の真ん中の児童福祉費のほうで、4目、子ども・子育て支援事業費のところで、説明のほうはちょっとあったんですけど、もっと中身のほうをお伺いしていきたいと思って、説明のところの医療的ケア児保育支援事業、保育環境改善事業等ですね、これのどんなことなのかというところの説明の中身を教えていただけたらと思います。お願いします。

○議長（松尾純久君） 保健こども課長、小島隆一君。

○保健こども課長（小島隆一君） 2番、功刀議員の御質問にお答えいたします。

まず、医療的ケア児とはというところで、日常生活や社会生活を営むために、人工呼吸器による呼吸管理や痰の吸引などの医療行為を恒常的に受ける必要がある児童のことを指します。私たち地方公共団体は、医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務、また、保育所等は在園する医療的ケア児に対し、適切な支援を行う責務を有します。現在、町内に保育を必要とする医療的ケア児は複数名いらっしゃいます。早急に保育所等において医療的ケア児の受け入れを可能とする体制整備を支援する内容であります。

具体的には、まず一番上の受け入れ検討会に係る医師等の謝金というところで、医療的ケア児を受け入れるにあたって、検討や関係機関との連携体制の構築、それから設備や保護者との調整などを行う体制整備を実施するための主治医、看護師等々の謝金、検討会の謝金でございます。

続いて、補助金、医療的ケア児保育支援事業ということで、これは専門職員の配置となります。医療的ケア児を保育所等で受け入れるために、必要な知識や知識を学ぶこと、それから医療的ケア児の保育では、個々の障がいの程度が異なるため、保育と医療の両面から専門的対応が求められます。そのための専門的職員の配置でございます。

それから一番最後、保育環境改善等事業ということで、こちらは医療的ケア児を受け入れるにあたって、沐浴施設、お子さまの身体を洗ってあげる施設であります。その沐浴施設の施設改修整備という内容になります。

以上、答弁といたします。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） ありがとうございます。

ちょっともういっぺん確認したいんですけども、この保育所というのは、もちろんこの玉東町にある山北保育園、それと昭和児童園さんなのかな。あといっぺんそれをお願いします。

それと、あとそのスタッフの方ですね、対応される、その人たちはこの給与的なのは出ているけど、その人材の確保というのもできているのでしょうか、そこのところをお願いします。

○議長（松尾純久君） 保健こども課長、小島隆一君。

○保健こども課長（小島隆一君） 功刀議員の御質問にお答えいたします。

1点目です。今回この補助金を充当する保育園は、山北保育園になります。先ほど3名いらっ

しゃいます。その中で現在12月1日より山北保育園に1名出向くということになります。

職員の体制については、現在、山北保育園において看護師1名は確保されております。その看護師さんと保育士1名に対する補助ということになります。

以上です。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） ありがとうございます。

保育施設等もいろいろとますますこれで発展していただき、本当にありがとうございます。

終わります。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君の質疑を終わります。

4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 14ページお願いします。

3款、民生費、2項、児童福祉費、4目、子ども・子育て支援事業費、説明欄の中で、特定教育保育施設運営費補助金2,531万2,000円、今説明がありましたけど山北保育園ということで、この今度改装されると聞きましたけど説明で、スペース的にはどのくらいのスペース、また、2,531万2,000円その改装費ができるのか、そういった見積もりちゃんとでき上がっているのか、そこをお尋ねします。

それと17ページ、8款、土木費、5項、住宅費、1目、住宅管理費、説明欄でいきますと住宅管理費107万ですね、107万の還付金及び加算金、これは令和5年分の間違いという説明で、今回何でこういった間違いが生じたのか、その説明をお願いします。

以上です。

○議長（松尾純久君） 保健こども課長、小島隆一君。

○保健こども課長（小島隆一君） 4番、狩野議員の御質問にお答えいたします。

まず、特定教育保育施設運営費2,531万2,000円、こちらは先ほど答弁いたしました医療的ケア児についての予算ではございません。こちらは保育園の運営費にあたいする金額でございます。御質問の施設の改修については、この一番下の保育環境改善等事業102万9,000円だというふうに思います。

それでは、この施設の改修については、先ほど功刀議員の御質問にもお答えしましたが、医療的ケア児さん、お子さんの身体等洗う、抱えたまま身体を洗える施設でございます。今はシャワーを完備されておりますけれども、シャワーとなると片手になってしまいます。そういったところで沐浴施設というのは、お子さんを抱えたまま身体を洗える施設で、これは国の基準額をそのまま計上させていただいております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君） 4番、狩野議員の質問にお答えいたします。

町営住宅の家賃が高かったのをですね、現在、来年度、令和7年度の家賃を算定しております。その中で家賃が急に高くなった方がいらっしゃいまして、その原因を調べたところ、町営住宅の

家賃につきましては、通常皆さん貰われる給料や年金などの通常に貰う分に対して家賃をかけておりますけれども、それ以外の退職金や一時的な所得があった場合には、それを含まないで家賃を算定しなければいけないのですが、それを含めて算定していたというのがですね、令和7年度分で分かりまして、そのことで過去にさかのぼって調べましたところ、令和5年度の家賃の方が高い方が分かりましたので、その分の還付となります。

以上になります。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） それでは、保健こども課長のほうから折り返しの質問ですけど、今、説明がありましたけど、改修費に129万だろうということで、102万9,000円だろうということで、まだはっきりな数字的には決まっていないわけですか。

○議長（松尾純久君） 保健こども課長、小島隆一君。

○保健こども課長（小島隆一君） 狩野議員の御質問にお答えいたします。

今、見積もりを徴収しているところでございます。したがって、先ほど申し上げました国の補助の基準額102万9,000円を計上させていただいております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） はい、分かりました。それでは次の住宅管理費の還付金及び加算金の件ですけど、令和5年分が間違いだったということで、これ監査の時点でも分からなかったわけですか。監査委員がおられますけど、監査委員のほうではこの件は間違いは分からなかったわけですか。

○議長（松尾純久君） 建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君） 狩野議員の質問にお答えします。

毎年所得証明書を添付していただきまして、それに基づいて課税しております。その書類に基づいてそのまま監査委員のほうに説明しておりますので、監査委員さんのほうは気づかれていないと思います。

以上です。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） それでは還付金は令和5年度分は、この12月時点で終わっているわけですか。

○議長（松尾純久君） 建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君） 質問にお答えします。

今回補正が通りましたならすぐ還付の準備をして、年内には返すように御本人さんにもお話をしております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 12月の何日に還付をされたんですか。

○議長（松尾純久君） この議会の補正案が通ればという話ですから。

建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君） 狩野議員の御質問にお答えします。

支払いはですね、毎週水曜日と決まっておりますので、25日になる予定になっております。
以上です。

（はい、以上です。）

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） おはようございます。

15ページをお開きください。

8款、交流センター運営費、10節、需用費、光熱水費ですね、町内6施設において電気代等が大幅に上がるということですが、もう少し具体的にその上がる理由と、6施設のトータルで幾らになるのか。そして来年度からですね、年間だったら幾らぐらい前年度と比べて上がるのか、そのへんを分かっただらお願いします。

以上です。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 6番、坂本議員の質問にお答えします。

もう少し電気代のことについての経緯ということでございますので、御説明いたします。

まず、2022年の6月に九電のほうと特別の大規模契約割引特約契約を結んでおります。その中で、この適用期間がですね、2022年8月から2024年の3月となっております。この特約につきましてはそこまで、九電のほうがこの特約を終了するというところでございました。

その中で、我々ももう一度この特約を続けていただきたいというふうに協議は何度もいたしております。ですが九電のほうから、やはり経営状況、九電の経営状況や資本金、それからそういったことでですね、もうこれ以上続けることはできない。全国的にこの事業を廃止しているということでございましたので、今回特約がなくなったということ。それから、皆さんも御存じのとおり価格の高騰ということで、その分増えたということになります。今回6施設の補正を組んでおります。その割引、大体40%の割引だったんですね。その中で割引なしで800から1,000万ぐらいになるかと思っております。その分が●●●という形になる予定でございます。

以上でございます。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 40%の割引という、この補正の中でですね、6施設のトータルが幾らになるか分かりますかね。

○議長（松尾純久君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時27分

○議長（松尾純久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑の途中でしたが、計算ができたようですので答弁を求めます。

総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 大変お待たせいたしました。それでは、今回の6施設の増額補正の累計金額でございますが、722万2,000円でございます。

以上です。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 722万はですね、来年の1月、2月、3月までのトータルの金額ですかね。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 今年度の支出見込みということで今回計上させていただいております。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 上がる分だけで700万、上がる分だけですね。ということは来年はこの4倍ぐらい、2,800万ぐらいに、要するに4分の1でしょう3か月分で、ということは2,800万ぐらいあるということですかね、トータルで。

○総務課長（古閑康広君） 今、御指摘のとおり、単純計算ではそういうことになるかと思えます。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 40%と聞いたときにですよ、私はびっくりしたわけなんですけど、やはり今のですね、中東あたりの社会情勢とか思えばですね、非常にそういうことも分かります。やはり町の財源もですね、限りがありますので、本当に電気代の経常費がですね、これだけ膨らんでくると大変かと思いますが、より一層のですね、節電意識の向上とですね、節電に努めていただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（松尾純久君） 坂本和也君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） 1点、18ページのですね、学校給食費、今回山北小学校給食費の補助として9万円、食材高騰ということであげてありますが、これは年間1,787万6,000円の予算を組んでおられます。これは今、保護者負担はなしで、すべて行政負担というふうになっておりますが、この件についてはずっと続けられるということでしょうか。それともまた、そのまま続けられて、食材高騰があったときにまた補正を余計組んでいくとか、そういうその点についてまずお尋ねをいたします。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

学校給食費の無償化というのは条例化していないわけですね。コロナ対策として無償化を図ったわけですが、今となってはですね、やっぱり保護者のニーズが無償化というのは当たり前だと思っておられますので、これはですね、継続できる限りやらなければならない、そう私自身が考えているところであります。

○５番（坂村勇治君）　いろいろ給食のことについてはですね、コロナ禍の中で、もう何年ぐら
いになりますかね実際、負担を行政がすべてするようになって。４年になりますかね。もっとな
りますか。

令和2年から、はい、令和2年ということですので、分かりました。なかなか非常に今、基本的に言えば保護者が負担すべきやつだろうと思います。今、子どもが特に少ないというそういった半面もあって、基本的にそういった流れになってきているのかなあというふうに思いますが、非常に給食がおいしくないという子どもたちの声もずっと聞いてきております。やはりこういった食材が高騰したときに本来は行政は補助をするというスタンスが本来だ。なかなかこういった食材の高騰の中で、管理栄養士の方は大変御苦労なさっているというふうに感じます。一つのおかずを作るにしてもなかなか制限のあるような野菜の中で、一つのおかずを作っていくと、そういった面を考えたときに、いろんな野菜をとり入れて一つのおかずを作っていくということになれば、味もでてくるしおいしくいただけるようなことにもなって、食材の特長がでてきてですね、かみ合って、今は食材が高騰しているということで、非常に苦労されながら一つのおかずをつくっておられると、そういったことも背景に給食がおいしくないというふうに考えて、そういった声が聞こえてくるのかなあというふうに思います。

[redacted]。 [redacted]
 [redacted]、 [redacted]、 [redacted]、 [redacted]
 [redacted]。 [redacted]。 [redacted]
 [redacted]、 [redacted]、何とか4月から改善を図りたい
 ないというふうに考えております。それから、給食会社については、別の給食会社のほうに4月
 からは委託するようしております。

○5番（坂村勇治君）　すみません、全然私は耳が悪いもんでですね、先生の言葉がうまく聞き

取れんもんで申し訳なかです。ちょっと会話がうまく私はできないと思いますけれども、じゃあ先生、今の行政から1,700万ですね、すべて給食費が賄ってありますけれども、今、スタッフの今の配置だったりとか、そういったことの中で給食がおいしくないとか、分かりません私は。

(栄養士もそうです。)

栄養士、そういったやり方の中で給食の質を上げていくというようなことでしょうか。ただ金額的なことについては今のままでも十分ということでしょうか。

○議長（松尾純久君） 教育長、下地哲雄君。

○教育長（下地哲雄君） まず不足しておりますので、まず1食当たりの単価を下げないと運用できないんじゃないかなというふうに思います。

○議長（松尾純久君） 5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） 先ほど一般質問の中にもですね、功刀議員のほうから児童支援、そういった形の中で朝食も提供するとかというようなことを、そういった方たちのスタッフも大変だろうけれども、生活スタイルが変わってきて、朝からはそういった家族で御飯をとらないという家庭も増えてきていると、そういった子どもたちを支援するというのもひとつのこの中には行っているのかあというふうに、私はちょっと伺って聞いておりましたが、私は昔の人間ですので、本来子どもを育てるのには、自分は食べんでも子どもには食べさせていくというような形の子育てを自分たちはしてきたつもりです。もう苦労しながら貧乏、そういった中でですね、子どもたちを育ててきました。今はちゃんと手が届くというかですね、ものすごく行政側からもサイドからもこういったすべて手が届くような子育て環境ができてきておりますけれども、本来やはり給食もおいしくないから、もう少し保護者も負担をしながら、その中で子どもたちに、分かりません、管理栄養士の方たちのやり方も私は分かりませんが、子どもたちにおいしく提供できるようなスタンス、そして、こういった食材が高騰したときに、はじめて行政側からそういう支援を補助金を出すというやり方が一番じゃないだろうかというふうに思います。

町長は4年も5年もこういった形の中で、条例としてはできていないけれども、そういかざるを得んだろうというような認識でおられますけれども、スタンス的には私はそういったスタンスが一番いいのかなと、そして、そういった中で子どもたちにおいしい給食を提供できるような形に、何か元に戻ったが少しいいのかなあと、つまり保護者から負担をいただいた方がいいのかなあというふうに思いますので、今後少し行政側として、今後をしっかり考えていただきながら、また保護者にも理解をいただきながら進めていただけたらというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○議長（松尾純久君） 5番、坂村勇治君の質疑を終わります。

3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 9ページです。一番下です。不動産売却収入についてですが、これには1,292万4,000円、この中で学校林ということを含まれとるということを言われましたが、その学校林は場所は浦田だろうと思いますが、場所と金額と、それからスギとかヒノキの何本ぐらいかというのが分かればお聞きいたします。

○議長（松尾純久君） 産業振興課長、清田 豊君。

○産業振興課長（清田 豊君） こちらのほうがですね、国有林に植えてある町で植えた木が、国有林に植えている木を国が入札したやつで売れた分になります。原倉のですね、●●●2339のところの木材が入札によって売れました。面積が3.9ヘクタールで、昭和27年に植えた分になります。国のほうが100分の20、売れた額ของですね、100分の20で、町のほうで造林したということで100分の80が町の方に入ってきます。スギの木が2,167本とヒノキ907本、計の3,074本が売れています。金額のほうがですね、506万円が金額として町のほうに入っております。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） これは先ほどの説明で学校林と言われましたので、私は浦田のほうかとちょっと思って聞いたんですが、原倉のほうの学校林、これは2、3年前に幾らか、そういう形で国と玉東町と2：8という形で一応処分されました。今回はその残りの分をされたということだと思います。それでこの原倉の分は1回目と、今回2回目でもう済みですかね。まだ終わじゃないんですかね。これは取決めごとで契約でこういう形になって処分されて、まだ多分これは60年経過でこういう2：8ということで契約だったと思いますので、これで原倉の分は60年前に植えた木はもう終わりですかね。

○議長（松尾純久君） 産業振興課長、清田 豊君。

○産業振興課長（清田 豊君） すみません、ちょっとそちらについてが把握をしていないので、また改めて回答いたしたいと思います。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 私の記憶ではですね、1回目はですね、多分町の収入は何十万だったと思います。今回ちょっと8割玉東町に入つたのですね、500万で聞いて、今回は収入があったなあということで今、ちょっとびっくりしました。1回目は本当に2、30万じゃなかったですかね、50万以下だったでしょう。

私ちょっと確認したかったつはですね、浦田のほうにですね、学校林ていうとがありまして、そこにはですね、かなり大きいということを聞いておりますので、その木の処分かなあて思うたつですよね、学校林ということで。その浦田のほうにはですね、今、80歳以上ぐらいの人が、中学生が植林して●●●から貝殻背負ってしとられたもんですから、その浦田の木をですね、処分したならですね、まだ80代はいっぱいおられますので、自分たちが管理した木が大きくなって処分して町の収入になったということであればですね、何らかの形で報告か周知をしてほしいということで質問したんです。

以上、分かりました。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君の質疑を終わります。

しばらく休憩します。

休憩 午前12時00分

再開 午前12時58分

○議長（松尾純久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第67号の質疑の途中でしたが、ほかに質疑はありませんか。

7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 17ページ、一番上の説明欄、排水路整備費ですね、横町分譲地排水工事となっていますが、●●●の跡地だと思いますけれども、当初の予算には何で入っていなかったのか。あるいは、どんな工事で、あの周辺のどの部分の工事なのか御説明をお願いします。

○議長（松尾純久君） 建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君） 7番、林議員の質問にお答えします。

横町分譲地の整地しているところの■■■■さんと■■■■さんの間の水路になります。その部分の石積みになっているんですけれども、その一部が壊れかけておりまして、宅地の泥がずいぶん出てくる状態になっているので、早急に対応する必要があるということで今回補正にあげております。

以上になります。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 今まであった排水路の改修工事ということですか。

（はい。）

どのくらい。

○議長（松尾純久君） 建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君） 御質問にお答えします。

延長が20メートルになります。幅は約1メートルです。

以上です。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 近くにありますが、その場所というのは東、西、南、北、どの辺の排水路ですか。町道沿いということ。

○議長（松尾純久君） 建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君） お答えします。

横町分譲地の役場側、東側のほうの水路になります。

以上です。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 東側、分譲地の東側ですね、田んぼとの間ということですか。

（不規則発言）

はいはい、そこですね、あの場所、町区と揚区のあの辺が洪水になって浸かるんですよ。だからそれもいっぺんにしてしまえという意見を言いたかったんですけども、そのへんの調査というのは、洪水のときの浸かる調査と今度改修することとくっ付けてやるということは無理なんですか。

○議長（松尾純久君） 建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君） 調査は令和3年に行っているんですけども、あそこが浸かる原因がですね、大雨のときに木葉山の周辺の雨が一度にあそこに集まってくことで、国道とJRを潜っている排管がですね、小さいのが一番大きい原因だと思います。今回の分はその部分ではありませんので、水路の石積みがですね、壊れかけている部分の修繕工事ということになっております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 今回のその200万はね、そちらのほうだけでももちろんされるんでしょうけれども、1回そういう事例がちょっとありますから、玉名の梅林の河川が広くなったり高くなったりして、あまり浸からなくなっただけけれども、また洪水浸かると思いますからね、そのへの改修されるときにちょっと調査だけでもね、この後じゃあそっちをしとったほうがいいかなあという観点で見ておいてもらいたいと思います。

以上、終わります。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

9番、吉住貞夫君。

○9番（吉住貞夫君） 12ページ、2款、総務費、1、総務管理費、4目の交通安全対策費ということで、説明のところの交通安全対策費、自転車ヘルメット購入助成ということで45万あげてあります。さっき西浦課長さんから説明があったと思います。対象が中学3年から高校2年が公開は対象ということですが、今年度はそういう形の補正で、来年度についてはこのあたりはどういう形で補助をする予定でしょうか、が一つと、それから13ページ、3款、民生費、1項、社会福祉費の目、総務費の一番上です。がん患者乳房補整具等購入ということで、助成が今回20万計上されております。これには新しく今度から助成という形になったんだと思いますけれども、これについてのもう少し詳しい説明をお願いします。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 9番、吉住議員の1点目の質問にお答えします。

繰り返しになりますけれども、今回の6号補正におきましては、一応対象をですね、議員がおっしゃられたとおり、現在の中学校3年生、高校1年生、高校2年生に●●●しております。来年度につきましては、その年齢の幅を18歳以下というふうに拡充してですね、高校生からちっちゃい子どもまで対象とした子たちを対象にして実施したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 福祉課長、清田浩義君。

○福祉課長（清田浩義君） 9番、吉住議員の御質問にお答えします。

今回ですね、新たに補助制度として出していますががん患者乳房補整の補助についてですけど、こちらにつきましては、今年度から県のほうがですね、補助の制度をつくりました。先にうちに

ありますウィッグですね、こちらの補助のほうとこちら乳房のほうで補助要項のほうできておりますけど、県のほうとしましてはですね、上限2万円の2分の1、ですから4万円の2分の1で2万円までは助成というふうなことでなっております。

現在ですね、がん患者のこの乳房のですね、補整具等につきましてネット等で確認しますと、乳房の補正で人工乳房とかについてはですね、通常の販売でもやっぱり10万を超える20万、これをですね、オーダーですと50万とか60万とかいう費用がかかるようなことでなっております。それを基準にですね、かつらの補助も10万円行っておりますので、これは4月1日にさかのぼった形で、乳房のほうにつきましても1人当たり1回限りになりますけど10万円というふうなことでですね、2名分予算計上しています。

以上になります。

○議長（松尾純久君） 9番、吉住貞夫君。

○9番（吉住貞夫君） ヘルメットの補助については、高3から下は例えば0歳という形で、来年度は設けるということで、特に中学校生徒については、自転車通学については義務という形でやらないかんから、非常に助かると思いますけれども、また小学生以下についても家庭で●●●と思います。それは本当に良かったと思います。●●●終わります。

それから、乳房の補整具等の助成ですけれども、これは来年度からの当初予算でこれについての助成の予算を計上されますか。

○議長（松尾純久君） 福祉課長、清田浩義君。

○福祉課長（清田浩義君） 来年度もですね、当初予算のほうで計上させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上、答弁とします。

○議長（松尾純久君） 9番、吉住貞夫君。

○9番（吉住貞夫君） さっきちょっと課長が言われたとき聞き落としたかもしれませんが、ウィッグなどの助成が現在ありますね、それから乳房の助成、これはあくまでやっぱり別々ですか、計上は。

○議長（松尾純久君） 福祉課長、清田浩義君。

○福祉課長（清田浩義君） 予算の計上方法についてですかね、予算の計上方法はですね、同じ科目で組ませていただきたいと思いますと思っております。

以上、答弁とします。

○議長（松尾純久君） 9番、吉住貞夫君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第67号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松尾純久君) 異議なしと認めます。したがって、議案第67号は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第68号 令和6年度玉東町介護保険特別会計補正予算(第1号)

○議長(松尾純久君) 日程第6、議案第68号「令和6年度玉東町介護保険特別会計補正予算(第1号)」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

福祉課長、清田浩義君。

○福祉課長(清田浩義君) まずはじめにですね、予算書の修正をお願いいたします。

12ページになります。給与明細書の左側ですね、区分の欄になります。ページ上の区分4か所、こちらにですね、12月の下に今年度というふうに書かれております。こちらをですね、当初に修正をお願いします。

申し訳ございませんでした。

それではですね、議案第68号について御提案します。

表紙をおめくりください。

議案第68号、令和6年度玉東町介護保険特別会計補正予算(第1号)。令和6年度玉東町介護保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第1条(歳入歳出予算の補正) 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,927万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億1,916万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和6年12月11日提出、玉東町長。

第1表、歳入歳出予算補正、こちらは補正のある項目のみ御説明します。

歳入、1款、保険料、1項、介護保険料、880万円を追加します。

7款、繰入金、1項、一般会計繰入金、267万7,000円を追加します。

9款、繰越金、1項、繰越金、2,779万4,000円を追加します。

歳入合計、補正前の額に3,927万1,000円を追加し、8億1,916万1,000円とします。

次のページをお願いします。

歳出、1款、総務費、1項、総務管理費、29万5,000円を追加します。3項、介護認定審査会費、6万7,000円を追加します。

2款、保険給付費、1項、介護サービス等諸費、1,370万円を追加します。2項、介護予防サービス等諸費、97万6,000円を追加します。4項、高額介護サービス等諸費、168万円を追加します。

5款、地域支援事業費、2項、包括的支援事業(任意事業費)、48万1,000円を追加します。

8款、諸支出金、1項、償還金及び還付加算金、996万2,000円を追加します。

9 款、予備費、1 項、予備費、1,211万円を追加します。

歳出合計、補正前の額に3,927万1,000円を追加し、8 億1,916万1,000円とします。

6 ページをお願いします。

2、歳入、1 款、保険料、1 項、介護保険料、1 目、第 1 号被保険者保険料、880万円の追加で、現年度分特別徴収保険料の調定金額増加に伴うものです。

7 款、繰入金、1 項、一般会計繰入金、1 目、介護給付費繰入金、204万5,000円の追加で、現年度分の給付費増加に伴うものです。3 目、地域支援事業費繰入金、包括的支援事業（任意事業）、9 万3,000円の追加で、現年度分の歳出増加に伴うものです。4 目、その他一般会計繰入金、36 万2,000円の追加で、内訳としまして、1 節、職員給与等繰入金28万4,000円、2 節、事務費繰入金 7 万8,000円になります。5 目、低所得者保険料軽減繰入金、17万7,000円の追加で、低所得者保険料軽減繰入金で、過年度分の精算として国、県、町分について繰入を行っております。

9 款、繰越金、1 項、繰越金、1 目、繰越金、2,779万4,000円の追加で、繰越金については令和 5 年度の確定に伴うものです。

次のページの歳出になります。

3、歳出、1 款、総務費、1 項、総務管理費、1 目、一般管理費、29万5,000円の追加で、3 節、職員手当等28万4,000円と 8 節、旅費 1 万1,000円で普通旅費の追加になります。

1 款、総務費、3 項、介護認定審査会費、2 目、認定調査費、6 万7,000円の追加で、8 節、旅費 6 万7,000円は費用弁償の追加になります。

2 款、保険給付費、1 項、介護サービス等諸費、5 目、施設介護サービス給付費、1,370万円の追加で、施設介護サービス給付費は、当初予算で70名程度計上していましたが、実績としまして平均73名程度で推移しているため増加します。2 項、介護予防サービス等諸費、1 目、介護予防サービス給付費、97万6,000円の追加で、介護予防サービス給付費は、要支援認定者数の増加に伴う給付金の増加に対応するためのものになります。

次のページをお願いします。

4 項、高額介護サービス等諸費、1 目、高額介護サービス費、168万円の追加で、高額介護サービス費は施設利用者数の増加と給付費の増加に伴うもので増額となります。

5 款、地域支援事業費、2 項、包括的支援事業（任意事業費）、2 目、総合相談の事業費5,000 円の追加で、8 節、旅費5,000円は費用弁償となります。4 目、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費、11万2,000円の追加で、内訳として、4 節、共済費 9 万3,000円は会計年度任用職員の社会保険料等になります。8 節、旅費は 1 万9,000円は費用弁償になります。10目、生活支援体制整備事業費、35万9,000円の追加で、内訳として 4 節、共済費 7 万円は会計年度任用職員の社会保険料等になります。8 節、旅費 1 万円は費用弁償となります。10節、需用費 2 万7,000円は消耗品となります。17節、備品購入費25万2,000円は手織り機購入になります。11目、認知症支援推進事業、5,000円の追加で、8 節、旅費5,000円は費用弁償です。

8 款、諸支出金、1 項、償還金及び還付加算金、4 目、償還金、996万2,000円の増で、22節、償還金利子及び割引料996万2,000円は、令和 5 年度国給付費償還金258万2,000円、令和 5 年度県

給付費償還金110万8,000円、令和5年度国地域支援事業交付金償還金396万1,000円、令和5年度県地域支援事業交付金償還金213万5,000円、令和5年度介護保険事業費補助金償還金17万6,000円になります。

9款、予備費、1項、予備費、1目、予備費、1,211万円の追加で、歳入歳出の合計を予備費で調整しております。

次ページ以降は人事異動に伴う給与明細書になります。説明は省略しますので御確認をお願いします。

以上で説明を終わります。御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 7ページをお願いします。

歳出の2款、保険給付費、1項、介護サービス等諸費、5目の施設介護サービス給付費、説明欄で施設介護サービス給付費、ただ今課長から説明がありましたけど、70名当初計画が73名になったということで、1,370万増えたということは、3名分で1,370万当初より増えたことになりませんか。

○議長（松尾純久君） 福祉課長、清田浩義君。

○福祉課長（清田浩義君） 4番、狩野議員の御質問にお答えします。

今回ですね、狩野議員から今、御指摘がありましたとおり、70名程度で組んでいたものが73名程度というふうなことで御説明しました。そのとおりですね、3名分で1,370万円の増額としております。

以上になります。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） ではただ今は73名程度、これからまた増える可能性もあるわけですか。

○議長（松尾純久君） 福祉課長、清田浩義君。

○福祉課長（清田浩義君） 施設入所になりますので、施設の空き状況があればもちろん増える可能性はあります。今のあくまでこの入所者のこれまでの平均でみておりますので、御質問のとおりですね、増える可能性はあるとお答えします。

以上になります。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 分かりました。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第68号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第68号は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第69号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（松尾純久君） 日程第7、議案第69号「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 議案第69号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について。地方自治法第286条第1項の規定により、令和7年3月31日限りで、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、熊本県市町村総合事務組合規約の一部を次のとおり変更する。令和6年12月11日提出、玉東町長。

次の5行つきましては改正分でございます。

その下の附則です。施行期日、この規約は、令和7年4月1日から施行するとします。

次、第2は経過措置でございます。その下の提案理由でございます。

一部組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

2枚目をご覧ください。

規約変更理由書、熊本県市町村総合事務組合規約第3条第10号に規定する交通災害事務から令和7年3月31日をもって山鹿市が脱退するため、熊本県市町村総合事務組合規約の一部を変更する必要があるためでございます。

3枚目をお開きください。

新旧対照表でございます。左側が変更後案でございまして右側が変更でございます。下線部分が改正箇所になっております。

以上で説明を終わります。審議方よろしく申し上げます。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 山鹿が入っているのに脱退するメリットを考えられて脱退されるんでしょうけれども、なぜですか、その説明が分かっているればお願いします。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 7番、林議員の御質問にお答えします。

山鹿市がなぜ脱退するかという理由につきましては、ちょっとこちらのほうでは分かっておりません。

以上です。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

（分かってったい。）

（分からん。）

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 7番、林議員の質問にお答えします。

入会効果を考えたときにですね、脱退したほうがですね、都合がいいという判断をされたものだと思います。玉名市、合志市、八代市、大体市がですね、脱退していますね。市は人数が多いので1人頭幾らというのがありますから、町はですね、ほとんど●●●。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） ●●●に山鹿市だけが熊本県11振興局の中で、振興局と山鹿市が大体組織が同じですね、そのままね、だからかなあと思っていましたけれども、今の町長の話で思えば、あと残る三つの市もあやしいということですね。小さい自治体はやっぱり組んどったほうがいいかなあと思います。

もう一つですね、これは質問ではありませんけれども、これを議会事務局から届けてもらったときに見たときに、山鹿市が新しく入らすみたいという感覚でした。ところがここにきて、町長が定例議会の開催理由、提案理由を職員さんの中に山鹿市が脱退ということになって、でもってまた見直しました。条例改正でもこちらからこうなりますよって書いてあるのに、それ逆なんですよね、だから統一してもらえないかなあと思っています。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 7番、林議員の御質問にお答えします。

この様式の関係ということでございますが、この様式はですね、関係団体の同文議決が必要でございまして、各市町全部向こうから出された様式で議決を行うということになっておりますので、この様式になっております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） そのまま写さんでもやっぱり統一してもらったほうがいいと思うんですけども、答えは今のでいいんですけど、一応検討は各部署で統一するように、企業から条例改正でなんかのときは、左が現行で右が変更後の案なんですよ。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 林議員の御質問にお答えします。

この改正案の文はですね、市町村総合事務組合から送ってくるんです。この様式でやってくだ

さいといって。各市町村全部がこの形で同文議決を行わにゃいかんもんですから、この様式でそのまま今回議会に諮ったところです。

以上です。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） じゃあほかの部署が条例変更するというたらね、それもこれに合わせたらどうかてあなたが命令してください。これ以上は言いませんけれども、やっぱり統一したほうが分かりやすい、勘違いがないから。

よろしくお願いします。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第69号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第69号は、原案のとおり可決されました。

日程第8 請願・陳情の件

○議長（松尾純久君） 日程第8、請願・陳情の件を議題とします。

陳情第4号「安全安心の医療介護実現のため人員増と処遇改善を求める陳情書」、陳情第5号「介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める要望書」、陳情第6号「政府の責任で医療介護施設への支援を充ち、すべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情書」、陳情第7号「臓器移植に係る不正取引、非人道性が疑われる国への渡航移植等を防止するための法整備を求める意見書提出の陳情」、以上4件が提出されております。

お諮りします。私たち町の議員は、町民から提出されたものを審議するのが本来の役目と存じます。先の話し合いで町民以外からの陳情は配付のみと決定しております。

したがって、陳情4号から7号は配付のみにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、陳情4号から7号は配付のみとすることに決定しました。

これで請願・陳情の件を終わります。

日程第 9 閉会中の継続調査申出書（議会運営委員会、総務・経済・建設常任委員会、厚生・文教・税務常任委員会）

○議長（松尾純久君） 日程第 9、閉会中の継続調査申出書の件を議題とします。

議会運営委員長、総務経済建設常任委員会委員長、厚生文教税務常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定に基づき、お手元に配付してありますとおり、閉会中の継続調査についての申出書があります。

お諮りします。本件については、それぞれ申し出のとおり、閉会中の継続調査することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、本件については、申し出のとおり閉会中の継続調査することに決定しました。

以上で本日の日程及び会期日程のすべてを終了しました。

これで会議を閉じます。

これをもちまして令和 6 年第 4 回玉東町議会定例会を閉じます。

起立。お疲れさまでした。

閉会 午後 1 時32分